

ふじしろ政夫の議会だより

発行 ふじしろ政夫 〒273-0122 鎌ヶ谷市東初富5-24-50

03年12月号

TEL/FAX 047-445-9144

ホームページ <http://chiba.cool.ne.jp/fuzisiro/> e-メール masao.fujishiro@zc.wakwak.com

12月議会に臨んで

衆議院の総選挙が行なわれ、21世紀の方向性が選択されました。

また、高い人気の小泉政権の問題点も指摘され始めました。

健康保険医療負担の20%から30%へのアップ、国民年金の不確実性など国民生活の破壊と将来への不安、そして、戦争状態のイラクへの自衛隊派遣に対する批判の声が上がっています。

国民（市民）は、市民の自治、地方のまちづくりから国づくりといった地方分権の時代を築いていける政治への期待を表明しはじめたようです。

鎌ヶ谷は、いま、自治基本条例、地域福祉計画など、ワークショップで市民の手によるまちづくりが始まっています。新しい時代を切り開いていく一步一步の歩みです。

議会をさらに市民に開かれた場にしていきましょう。

12月議会の日程（予定）

11月28日	本会議開会	13:00～
12月1日	一般質問	10:00～
2日・3日	一般質問	10:00～
4日	代表質疑	
5日・8日	常任委員会	
18日	本会議	13:00～



の文字は 岡本太郎さん
デザインは 和田誠さん

ふじしろ政夫の一般質問 12月2日(火) 10時40分頃から

☆傍聴のほど宜しくお願いいたします。

12月議会議案案件

議案第1号	鎌ヶ谷市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事課） ---→期末手当：年4.65月分→4.4月分へ引き下げ
議案第2号	鎌ヶ谷市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事課）
議案第3号	鎌ヶ谷市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事課）
議案第4号	鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事課）
議案第5号	平成15年度鎌ヶ谷市一般会計補正予算（第5号）
議案第6号	平成15年度鎌ヶ谷市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第7号	鎌ヶ谷市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）
議案第8号	鎌ヶ谷市税条例の一部を改正する条例の制定について（課税課）

議案第9号 鎌ヶ谷市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（財政課）
平成16年4月1日より住民票交付手数料等200円→300円

議案第10号 鎌ヶ谷市法定外公共物の管理に関する条例の制定について（管理課）

議案第11号 鎌ヶ谷市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
（下水道管理課）

下水道料金 平成16年4月1日より1立方メートル120円→140円へ

議案第12号 平成15年度鎌ヶ谷市一般会計補正予算（第6号）

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

（平成15年度鎌ヶ谷市一般会計補正予算（第4号））

《ふじしろ政夫の一般質問》

(1) 二和川・浸水被害対策について

- ・これまでの、二和川（馬込地区）の浸水被害について
- ・10/14市長、部長の調査で、10/13の被害の何がわかったか？原因は何なのか？その解決方法はなにか？
- ・丸山、藤原地区の雨水をどう処理するのか
- ・二和川バイパス工事（H8～H15）によって、どのような効果があるか
- ・牡鹿台ハイツから馬込沢への上流部のバイパス工事の実施は、どうなっているか

(2) ごみ処理行政と「沼南・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」について

- ・鎌ヶ谷市のごみ処理行政は、どこで行なっているか
- ・「廃棄物処理事業検討委員会」とは何か。どのようなことを検討してきたのか
- ・「さわやかプラザ軽井沢」の本体工事の発注元であった「沼南・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」の契約方法はどのようなになっているのか。また、どう検討しているのか。
- ・委託契約、随意契約が多いが、この意味するところと、問題点は何か。
- ・一部事務組合である本組合の情報公開と市民参画の方法はどのような形で保障されているか。

(3) 個人情報保護の施策は？

- ・ストーカー、DV等被害者の為にどのような対策を考えて行っているか

- ・性別表示の問題点をどう考えるか
- ・「住所・氏名・生年月日・性別」いわゆる個人4情報は重要ですか
- ・個人情報保護条例の基本的な考え方は

真空採血管問題

—鎌ヶ谷医師会に聞く—

11/13付け朝日新聞夕刊掲載の、未滅菌真空採血管の問題について、鎌ヶ谷医師会にお尋ねしました。

鎌ヶ谷市の場合は、医師が所持しているのではなく、二箇所の検査所から採血管が届くとのことです。A検査所は、滅菌と未滅菌の採血管の混合使用、来年初頭までにすべて滅菌管にする予定。それまでは、採血方法のマニュアルを医師に配布するとのことです。B検査所は、すべて未滅菌管で、今検討中とのこと。

欧米では、全製品が滅菌管です。厚生労働省は、日本国内の3割が未滅菌管であることを知りながら、段階的に切り替えていくという対応のようです。

医師の採血方法の厳守に頼ることとなるのでしょうか。

